



2022年5月11日

各 位

会 社 名 日本石油輸送株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 昌一郎
(コード番号：9074 東証スタンダード)
問 合 先 取締役執行役員総務部長 松井 克浩
兼資産運用部長
(TEL. 03-5496-7671)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第105回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、変更および追加いたしたいと存じます。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、次のとおり変更いたしたいと存じます。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設いたします。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設いたします。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除いたします。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けます。なお、本附則は期日経過後に削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月29日

定款変更の効力発生日：2022年6月29日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の鉄道による輸送 2 コンテナ等輸送用容器の賃貸および販売ならびにタンク車等輸送用車両の賃貸 3 前号にかかわる付属機器の販売 4 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の販売、保管 5 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の自動車による輸送 6 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の船舶による輸送 7 通関業 8 産業廃棄物収集運搬事業 9 不動産その他の設備、施設等の賃貸 10 石油類、高圧ガス等の貯蔵施設の管理運営 11 自動車の分解整備事業 12 危険物・高圧ガス等の容器および付属品の検査事業 13 石油コンビナートの防災業務 14 石油類、高圧ガスおよび化学製品の精製・製造設備に関する機器の販売ならびに賃貸 15 自動車、産業用自動車および消防自動車等の特殊車両の販売、賃貸ならびに整備 16 消防設備、消防資機材およびオイルフェンス等の公害防止機器の販売ならびに賃貸 17 消防施設工事および管工事等の請負 18 損害保険の代理店業および生命保険の募集に関する業務 19 発電ならびに電気の供給および販売 (新 設) 20 前各号に付帯関連する一切の事業 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～8 (現行どおり) 9 <u>不動産その他の設備、施設等の賃貸、売買、仲介および管理</u> 10～19 (現行どおり) 20 <u>商標権、特許権、著作権等の知的財産権の企画、取得、実施、使用許諾、売買および管理</u> 21 (現行どおり)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>